

6 番 井 上 動議を提出したいと思います。町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議。これにつきまして、賛成者2名がおりますので、この動議の提出について取り計らいをお願いをいたします。

議 長 それでは、暫時休憩とします。

1 1 番 寺 嶋 動議を提出されたんだから、ここでね、動議を可決してからで、その次があるんだけど、とりあえず動議について諮ってから議事を進めていただいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

議 長 今ですね、動議の提出をこの休憩中に用意してもらいますので、一旦休憩に入ります。それでは、4時半に再開いたしますので、大丈夫ですか。(私語あり) それでは、4時20分からとします。 (16時06分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (16時20分)

休憩中に井上君ほか2人から、町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議が提出されました。松田町議会会議規則第15条の規定による賛成者がおりますので、動議が成立しました。動議の写しを配付します。

(資 料 配 付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

起立全員です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

議 長 追加日程第1「町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6 番 井 上 町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議について説明をさせていただきます。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行うものとする。

記、1、調査事項。(1) 町民文化センターE S C O事業に関する事項。

(2) 承認第4号専決処分に関する事項。

2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び松田町議会委員会条例第5条の規定により、委員11人で構成する町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を町民文化センターE S C O事業調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。町民文化センターE S C O事業調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。本調査に要する経費は、10万円以内とする。

令和元年10月3日、松田町議会議長 飯田一殿。

提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、松田町議会議員 大館秀孝、賛成者、松田町議会議員 齋藤永。

よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑のある方、お願いします。

4 番 平 野 提案者に対して質問いたします。こちらは100条の規定によりという一文が入っておりますけれども、この100条というのは非常に重い規定を持つ自治法の条文ではないかと思えます。例えばそれが何かグレーなものがあるとか、不正があるのではないかとか、そういうときに使う規定ではないかと思えます。そういったものをここで使う必要があるのか。私は、例えば総務文教委員会などに付託、その委員会に付託でも十分に通常の議員の調査権が使えるのではないかと思えますので、100条までは必要ないのではないかと思えますけれども。やはり、それだけ重い法のもとでの調査をしていくとなると、それは諸刃の剣

で、議会にとっても非常に重いものになると思います。そのあたりのお考えは、どうしても100条というそのお考えはどのあたりから来るのか、御説明をお願いします。

6 番 井 上 100条に、この町民文化センターE S C O事業に関しましてですね、8月の定例会で上程されました補正予算に関する審査を特別委員会で行って取りましたけれども、やはり説明者からはですね、適切な回答が出ていないと。また、1者随契による事業者の選考という、プロポーザル事業の選考の過程においてもですね、なかなか特別委員会、通常の審査特別委員会の中ではですね、事業者に対してもですね、出てきてくださいというふうなお願いというのは難しいという、そういう中、またさまざまなこの1億5,000万円を超える事業の中です、さまざまな資料も要求しましたけれども、なかなかこちらの要求とはですね、かけ離れている提出資料しか出なかった。そういうふうな観点から、特にグレーであるからということではなく、そういった部分をですね、今までの8月に付託されました審査特別委員会と同じ内容であれば、全く同じものしか返ってこないのではないかと。この100条の権限を付与することによってですね、適切な議会としての判断ができるのではないかと。また前回と同じ繰り返しはとりたくない、そういう思いの中でですね、この調査権限については提案をさせていただきました。

4 番 平 野 私は元委員長でありますので、あの委員会審議が本当に時間がなかったというのが実情だというふうに思っております。特に説明者が何かを隠したりとか、うそをついたというようなことは全然考えていないんですね。なので、今までのような委員会では同じことを繰り返すだけだとおっしゃいましたが、今回は時間が制限がないのであれば、もっと丁寧に説明をいただくことも可能かと思っております。

本当に100条というのは、そこまで強権を発動しなくてもいいとは書いてあります、確かにね。証人喚問までしなくてもいい、書類で済むかもしれないとは書いてありますけれども、100条を開くということ自体、非常に一つの騒動となることであり、これは町民に対しても、議会、何してるんだというところで、本当にしっかりと説明をしていかなければ、なかなかわかっていただけな

い、そういうものです。先ほど奇しくも漏らしてしまいましたが、私は前9月中の旧メンバーの中で、招集に応じなかった、応じられなかったというところが、やはりどうしても甘かったと、議会に落ち度があるというふうに考えますので、そのあたりを鑑みて、一方的に100条で突っこうということは、どうも得策ではないのではと考えますが、例えば、その一步手前にある98条などでも監査請求、書類の請求はできると思いますが、いかがでしょうか。

議 長 今のは、それでは意見ということで何うということで、よろしいですか。

4 番 平 野 では、98条ではなく、100条という意味は何ですかと聞き直します。

6 番 井 上 調査権限の中に100条第1項及び同法98条第1項というふうに書いてありますので、両方ということに理解をしていただきたい。

4 番 平 野 書いてあるけど、及びということで、100条がついている。どうしても100条をつけなければという意味を教えてください。

6 番 井 上 それは先ほどですね、私が回答をした内容と同じですので、繰り返しは避けたいと思います。

議 長 よろしいですか。そのほか質問のある方ございませんか。

ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

4 番 平 野 このESCO事業の調査に関する動議に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

今、質疑の中でも少し触れましたけれども、100条というのは本当に重みのある規定で、これは諸刃の剣であると考えます。非常にこれは100条ができたことで、これはグレーなところがあるとか、何か不正があるとか、そういう疑念を生じかねない規定でありまして、これは議会にとっても本当に同じように傷を負う覚悟がなければ使ってはいけない権限ではないかと思います。先ほど申し上げましたが、特別委員会では本当に時間がなかったというのが印象の…理由の一つであります。今回、もしこの100条ではなく、総務文教委員会など

の普通の委員会の付託にすれば、今度は時間もありますし、そして前回それまで積み上げた委員会の内容は議事録にも残っておりますので、その次からもう一度質疑応答を始めれば調査はできるのではないかと考えます。なので、この100条をつけることに関しては、私は反対をいたします。

議 長 ほかに討論の方はいらっしゃいますか。ほかにございせんか。
ないようですので、討論を打ち切って異議ございせんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。追加日程第1「町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議」について、この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議は可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は5時より行います。それでは、再開時間を4時50分といたします。暫時休憩します。(16時37分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時50分)

町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議の委員長、副委員長を事務局のほうから発表させますので、よろしく願いいたします。

議 会 事 務 局 長 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会でございますが、議長を除く11名で構成されております。委員長は田代実委員、副委員長が中野博委員でございます。以上です。